

保健福祉課

☎ 国民健康保険係 (133)

## マイナ保険証の利用について

現行の健康保険証は令和6年12月2日から廃止され、今後はマイナンバーカードに健康保険情報を紐づけた「マイナ保険証」を使用することとなります。保険証の廃止に備え、今のうちにマイナンバーカードへの紐づけを済ませていただくとともに、マイナ保険証の利用をお願いいたします。

### ● マイナ保険証のメリット

#### 医療費を節約(初診料)

紙の保険証よりも皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約できます。⇒自己負担も低くなります。

#### 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。  
⇒役場などでの手続きを省略できます。

#### より良い医療を受けられる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうことも可能に。  
⇒複数の病院に通院している場合、似た効果のお薬の重複処方が防げます。



**マイナ保険証の登録方法は下記のとおりです。**

- ① スマートフォンから
- ② 医療機関等の窓口に設置されている顔認証機能付きカードリーダーで
- ③ セブン銀行ATMで
- ④ 役場町民課で

保健福祉課

☎ 介護福祉係 (143)

## 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

現在、介護保険負担限度額認定証を利用している方は、有効期間が7月31日までです。引き続き施設サービスを利用される方は、改めて申請が必要になりますので、お忘れなく申請してください。  
※今後、介護保険施設(特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護医療院)やショートステイの利用予定がない場合、更新の必要はありません。

### 【介護保険負担限度額認定制度とは】

介護保険施設に入所中(ショートステイ含む)の方の食費・居住費について、ご本人の自己負担が原則となっていますが、食費・居住費が過重な負担にならないように所得に応じた低額の負担限度額を設ける制度です。

(例) 本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

【入所施設での食事代】 基準額：1,445円/日→

**介護保険負担限度額認定適用：650円/日**

【提出書類】 ・介護保険負担限度額認定申請書

・本人および配偶者が所有する全ての預貯金等の通帳の写し

【提出先】 保健福祉課介護福祉係、または野方支所

